

平成 27 年 12 月 7 日

ジョイントグループの形成について

法による「再商品化」とは、市町村から引き取った分別基準適合物を、製品又は製品の原材料として有償または無償で譲渡する状態にすることです。

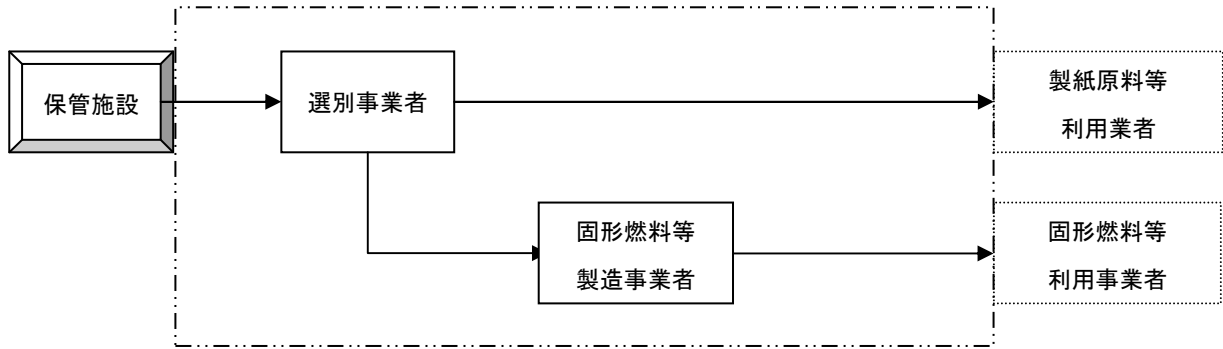
紙製容器包装の「再商品化」とは、法に基づく平成 11 年度 4 省告示第 1 号で示されているように、以下の 3 つの再生処理工程の組み合わせパターンにより行われますので、入札に参加する際、それらを満たすように登録再生処理事業者と運搬事業者のジョイントグループを形成する必要があります。

- 1) 製紙原料等として利用可能なものについて選別を行い製紙原料等を得るとともに、製紙原料等としての利用が困難なものについては固形燃料等の燃料を得ること。
- 2) 古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等として利用可能なものを選別した後加工等を行い、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等の製品を得、これら材料リサイクルによる利用が困難なものについては固形燃料等の燃料を得ること。
- 3) 製紙原料等として利用可能なものについて選別を行い製紙原料等を得、また、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等として利用可能なものを選別した後加工等を行い、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等の製品を得、製紙原料等および材料リサイクルによる利用が困難なものについては固形燃料等の燃料を得ること。

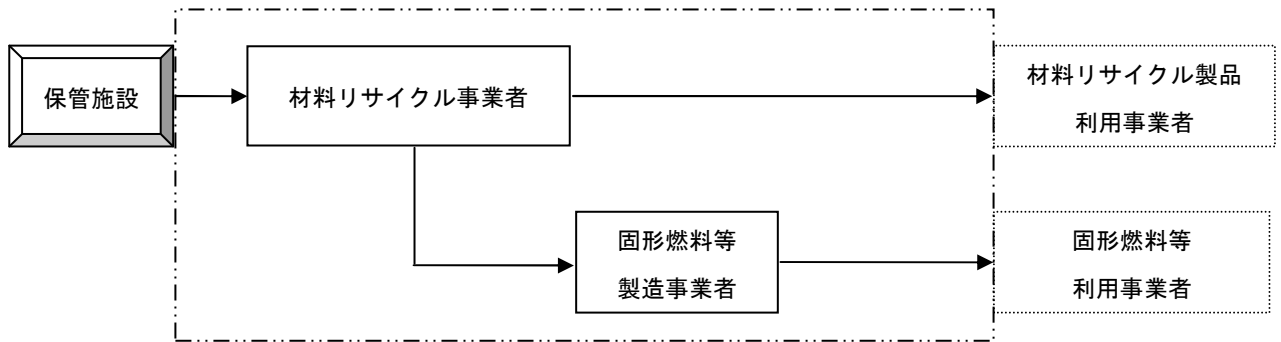
(注) 上記 3) の選別・材料リサイクル・固形燃料化のジョイントにおいては、製紙原料等として利用可能なものを先ず選別することが必須になります。また、選別された製紙原料等として利用可能なものを材料リサイクルにすることは不可です。製紙原料等として利用可能なものを材料リサイクルに利用する場合は、上記 2) の材料リサイクル・固形燃料化のジョイントになります。

[例]

1) 製紙原料及び固形燃料化



2) 材料リサイクルおよび固形燃料化



3) 製紙原料等並びに材料リサイクル、及び固形燃料化

